

監 査 報 告 書

2019年5月15日

学校法人 山陽学園

理事長 渡邊 雅浩 殿

評議員会 議長 殿

学校法人 山陽学園

監 事

三宅 修 

監 事

岡本 友美 

私たちは、学校法人山陽学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学園の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、附属明細表）並びに学校法人の業務について監査を行いました。

監査の結果、私たちは上記の計算書類は学校法人会計基準（文部科学省令第18号）に準拠しており、学校法人山陽学園の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状態を適正に表示しているものと認めました。また、学校法人の業務に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを確認いたしました。

以 上